

第50回平成25年5月与謝野町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 平成25年5月8日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午前11時24分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	前田 昌一
建設課長	西原 正樹	福祉課長	浪江 昭人

5. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名	
日程第 2		会期の決定について	
日程第 3		宮津与謝環境組合議会議員の選挙について	
日程第 4	議案第 48号	専決処分の承認を求めることについて (与謝野町税条例の一部改正について)	(提案理由説明～表決)
日程第 5	議案第 49号	専決処分の承認を求めることについて (与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について)	(提案理由説明～表決)
日程第 6	議案第 50号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度与謝野町一般会計補正予算(第9号))	(提案理由説明～表決)
日程第 7	議案第 51号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第3号))	(提案理由説明～表決)
日程第 8	議案第 52号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第3号))	(提案理由説明～表決)
日程第 9	議案第 53号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第4号))	(提案理由説明～表決)
日程第 10	議案第 54号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算 (第5号))	(提案理由説明～表決)
日程第 11	議案第 55号	平成25年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算 (第1号)	(提案理由説明～表決)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、ただいまから第50回平成25年5月臨時会を開会いたします。なお、遅刻の届が垣中教育長から出ておりますので、報告申し上げます。

さて、大型連休、ゴールデンウィークも終わりました、本当に、本日も大江山の稜線が本当に美しく映っています。本当に、あの若葉が美しい非常にいい季節になりました。この連休の間には加悦谷祭、また、岩滝祭、そして、三河内の曳山祭等が催されまして、大変、町内がにぎやかに、町民とのコミュニケーションがとれたというふうに思っています。私も今回、後野宮本町の子供歌舞伎にご案内いただきまして、観劇をしてみました。朝倉住民環境課長が地元の住民のリーダーとして一生懸命に実行委員長として頑張っておられましたし、また、なおかつ、非常に子供たちの演技に心を奪われた次第でございます。こういった行事が今後とも続くことをひたすら願っている次第でございます。

さて、本日は大変日程が込んでいまして、皆さんもご存じとは思いますが、いま一度、確認のためにご報告を申し上げます。

ただいまから臨時会を開会いたしまして、臨時会終了後に全員協議会を開会いたします。また、全員協議会を暫時休憩いたしまして、議員研修会を催します。また、その後、全員協議会に切りかえまして全員協議会をいたします。その後、収賄事件の特別委員会がございますので、大変立て込んだ日程ではございますが、ご協力のほど、よろしく願いをいたします。

それでは、ここで町長より招集のご挨拶を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

太田町長。

町長(太田貴美) 皆様、おはようございます。

各地域でにぎわいを見せました春の大祭も無事終了し、山々の新緑も色鮮やかに冴え渡り、風薫る爽やかな季節を迎えた、きょうこのごろでございます。本日は第50回平成25年5月与謝野町議会臨時議会の招集をお願いしましたところ、議員の皆様には公私ともに大変ご多忙の中、ご参集いただき、心より熱くお礼を申し上げます。本臨時会におきましては、与謝野町税条例の一部改正、及び与謝野町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認案件、また、平成24年度一般会計補正予算(第9号)、簡易水道特別会計補正予算(第3号)、下水道特別会計補正予算(第3号)、介護保険特別会計補正予算(第4号)及び国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認案件、さらに平成25年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)の議案をご提案することといたしております。

どうぞよろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

また、この場をおかりいたしまして、紹介をさせていただきますが、4月1日付の人事異動におきまして福祉課長に波江昭人、野田川地域振興課長を配置がえし、新たに野田川地域振興課長に坪倉正明を、また、農林課長に井上雅之を、保健課長に前田昌一を任命いたしましたので、本臨時会から説明員として出席をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それから、もう1点、この場をおかりして報告をさせていただきたいというふうに思います。去る3月28日に株式会社与謝ファームが指定管理者として管理いたします大豆・米乾燥調整施設において発生しました火災についてご報告を申し上げます。

発生日時は平成25年3月28日、午後6時ごろ、出火場所は与謝野町字与謝、大豆・米乾燥調整施設の敷地内、状況は敷地内の法面と隣接する個人所有の山林の、合わせて約1.9アールを焼損しました。出火原因は指定管理者株式会社与謝ファームの社員が建物の西側空き地でたき火中に施設敷地内の法面と隣接します山林に火が燃え移り延焼、拡大したものでございます。幸いに大事には至りませんでした。今回の火災に当たりましては損害を及ぼした山林所有者様、地元の皆様、そして、消防等関係機関の皆様にご迷惑をおかけし、申しわけございませんでした。今後は二度と、このような事態を招くことのないよう、施設の所有者として指定管理者への指導を徹底し、適切な施設管理に努めてまいります。この件につきましては、以上で報告とさせていただきます。

この会期中、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。ご報告いたします。

お手元に配付しておりますように、本臨時会に提出されております議案は、宮津与謝環境組合議会議員の選挙についてほか8件であります。

以上、9件を上程いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、11番 小林庸夫議員、12番 多田正成議員、以上2名にお願いすることにいたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

次に、日程第3 宮津与謝環境組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

組合議員の選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により選出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りします。

指名推選の方法については、議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定しました。
ここで、暫時休憩をいたします。

（休憩 午前 9時39分）

（再開 午前 9時39分）

議 長（赤松孝一） 休憩を閉じ、本会議を再開します。
宮津与謝環境組合議会議員に今田議員、野村議員、塩見議員、そして、私、赤松を指名します。
お諮りします。
ただいま私が指名しました議員を宮津与謝環境組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名しました議員が宮津与謝環境組合議会議員に当選されました。
ただいま宮津与謝環境組合議会議員に当選されました議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。
次に、日程第4 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町税条例の一部改正について）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第48号 与謝野町税条例の一部を改正する条例につきまして、専決処分を報告し承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。
地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布、平成25年4月1日から施行されたことに伴い、与謝野町税条例の一部改正を即日実施する必要がある、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し承認を求めるとでございます。
改正内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） それでは、議案第48号 与謝野町税条例の一部を改正する条例につきまして、先ほど町長から専決処分の報告があり、その承認を求めるとにつきまして詳細なご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、与謝野町税条例の一部改正を即日、実施する必要が生じました。今回の地方税法の一部改正の主なものは、市中金利が低下していること等を踏まえ、国税の延滞税等の見直しが行われたことから延滞金及び還付加算金の利率を、それぞれ引き下げることになりました。また、町民税の住宅借入金等特別控除につきまして、適用期限を4年間延長して平成29年までの入居者を対象とするとともに、このうち平成26年4月から平成29年12月までの間に入居した場合の控除限度額の拡充を行うというものでございます。

それでは、税条例の一部改正をご説明申し上げます。資料の1ページ、与謝野町税条例新旧対照表をごらんください。まず、34条の7につきましては、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には所得税額を課税標準とする復興特別所得税も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る特別控除の見直しを行うというものでございます。また、これにつきましては、後に記載しております附則第7条の4が関係しておりますので、係る文言が追加されているところでございます。

次に、第54条と第131条は、それぞれ固定資産税の納税義務者等と特別土地保有税の納税義務者等を規定するもので、土地改良事業で仮換地等の指定があった場合の所有者のみなし規定から独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に係る特例措置につきまして、平成25年度税制改正に廃止されたことにより、これに係る文言を削除するものでございます。

次に、附則第3条の2につきましては、延滞金の割合等の特例を規定するものでございますが、国税の見直しに合わせまして地方税に係る延滞金の利率を引き下げるもので、具体的には現在の延滞金は年14.6%を適用しておりますが、平成26年1月1日以後の期間に対応するものにつきましては、国内銀行の貸出約定平均金利に1%を加算した特例基準割合に年7.3%を加えたものを適用するもので、金融市場の推移により変動いたしますが、年9.3%程度になることを見込まれております。また、この改正に伴い、次の第4条の延滞金の特例につきましても、第3条の2の改正に基づき関係する文言が追加されております。

次に、附則第4条の2につきましては、租税特別措置法の改正に伴うもので、公益法人等への寄附に係る譲渡所得等の非課税特例につきまして特定贈与等に公益法人等とみなされる法人が追加されたことにより、修正を行うものでございます。

次に、附則第7条の3の2でございます。住宅借入れ等特別控除の適用期間を居住年が平成29年まで4年間延長するものでございます。続く第7条の4につきましては、34条の7の改正に伴うもので、冒頭で説明をさせていただきましたので、ここでは割愛させていただきます。続きまして、附則第17条の2につきましては、租税特別措置法の改正に伴うものでございまして、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等における譲渡所得の課税の特例が廃止されたことによるものでございます。

次に、附則第22条の2でございます。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限延長等の特例を規定しているものですが、その有する居住用家屋が震災により居住できなくなったものの相続人が当該家屋の敷地を譲渡した場合、当該相続人が、これらの特例の適用を受けることができる措置が創設されたというものでございます。

次に、附則第23条は、附則第7条の3の2でご説明いたしました。住宅借入金等特別控除の適用期間の延長等につきまして、東日本大震災により被災したことにより住宅等を再取得、または増改築等したものについても同様の措置を図るためのものでございます。

最後に施行期日につきましては延滞金の割合等の特例のほか、町民税の住宅借入金等特別控除を除き平成25年4月1日からといたしております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、ちょっと十分理解ができていないんですけども、2点ほど質問をしたいと思っております。一つは、この特例基準割合ですね、これの総務省の資料を見ますと、いわゆる前年11月30日の公定歩合ということで理解をしておるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問の特例基準割合につきまして、お答えしたいというふうに思います。特例基準割合につきましては、国内銀行の貸出約定平均金利の前々年の10月、それから、前年の9月の1年間における平均ということになっておりまして、これに1%を加算したということになっておりまして、1年間の平均をとるということになっております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この総務省の資料では、平成25年から平成30年まではですね、いわゆる延滞金14.6%、それから、平成30年度からは10.95%という数字が出ている資料があるんですが、そのところは課長、どうでしょうか。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） お答えしたいというふうに思います。議員がおっしゃいました総務省の資料のほうは、ちょっと私、手元に持っておりません。現在ですけれども、先ほど申しましたように延滞金のほうは本則で14.6%ということになっております。1カ月、納期後1カ月間だけは7.3%が本則なんですけれども、これも金利が低くなりました平成12年ごろだったかと思うんですけれども4.3%に、今なっております、現状では一月目が4.3%、それ以降が14.6%ということで、考え方としましてはペナルティーを科して早期納付を促すということになっております。今後、今回、条例改正を専決させていただきまして、14.6%の部分につきましては9.3%になる今、見込みでございます。それから、7.3%、現状では4.3%の特例でございますけれども、こちらのほうが3%になるという見込みでございます。

あと還付加算金のほうにつきましても、現状が4.3%でございますが、これが2%ということに見込んでおりますけれども、将来的に、これがまた、変動するかというのは市中金利によってかわってきますので、何とも言えないというふうに今は思っております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 今回の改正は、やはり今の市中金利を考えるとですね、14.6%というのが非常に過剰だということに、私はあると思っております、いろいろ現在の地方税機構のほうでもお世話になっておりまして、その辺の取り組みは進んでおるわけですが、できるだけ払い安いというような格好で、そのことの研究をいただくと同時に、これは地方税法で定まっているのでやむを得ませんけれども、ひとつそういった親切な、十分な説明をした対応がしていただきたいということをお願いしておきます。終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第48号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町税条例の一部改正について)は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第5 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第49号 与謝野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分を報告し、承認を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日公布、4月1日施行されたことに伴い、与謝野町国民健康保険税条例の一部改正を即日実施する必要がある、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を求めるものです。

改正内容につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(赤松孝一) 前田保健課長。

保健課長(前田昌一) それでは、議案第49号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分につきまして、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日公布、同年4月1日施行され、本町の国民健康保険税条例につきましても、これに準じ速やかに改正する必要が生じましたが、議会を招集させていただく時間的余裕がなく、やむを得ず専決処分させていただいたものです。

議案第49号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、資料13ページ、新旧対照表でご説明申し上げさせていただきます。

今回の地方税法の改正により国民健康保険の被保険者であった方が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、国民健康保険税の軽減判定所得の特例を恒久化するとともに特定世帯に係る平等割を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後、3年間、4分の1減額する措置が講じられることとなったため所要の改正を行ったものです。具体的内容について説明させていただきます。まず、国民健康保険税の軽減判定所得の特例の恒久化についてですが、国保加入者で所得の少ない方に対し、国保税の均等割と平等割について七、五、二割の軽減を行っております。この軽減については本来、国保加入者だけで判定を行いますが、国保世帯に後期高齢者医療制度へ移行された方がいらっしゃいますと、その国保世帯から後期高齢者

医療制度へ移行された方を含めて軽減判定を行っております。その算定する期間を後期高齢者医療制度に移行させた日から5年間であったものを恒久措置とすることになったものです。

次に、特定世帯に係る保険料の軽減措置についてですが、二人世帯のうち、どちらかが75歳になり、国保から後期高齢に移行することによって、一方が国保世帯、もう一方が後期高齢者医療制度となるような世帯、つまり特定世帯について世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後、3年間特定継続世帯として平等割を4分の1減額する措置を行うというものです。

次に、附則の改正についてですが、引用条文の改正に伴う条項ずれを整理したものです。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。十分ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第49号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第6 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第50号の平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第9号）について、ご説明申し上げます。

この補正は、3月29日付で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は3,080万5,000円を追加し、総額を115億2,366万8,000円といたしております。

最初に全科目共通ですが、おのおのの事務事業の実績見込みなどから不用となります経費につきまして減額をさせていただいておりますが、今回の専決処分につきましては、昨年度と同様、専決処分に関する一定の方針に基づき細かな不用額調整は行わず、いわゆる真に専決処分として必要な経費についてのみ計上いたしております。

それでは、まず、歳出から主なものについてご説明申し上げます。24、25ページ、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第12目 有線テレビ管理費につきましては、情報連絡施設基金積立

金で有線テレビ放送等施設基金積立金を利子分の3,000円を含め3,700万3,000円追加いたしております。これは有線テレビやインターネットの使用料収入と同施設の人件費を含みます管理運営経費との収支見込みが黒字となることから、5年後、10年後に必要となります施設の更新経費の財源として基金積み立てをしていこうというもので、大変多くの経費が必要となると考えられますので、単年度収支見込みから昨年度に引き続き積み立てを行うものでございます。

その下の第17目財政調整基金費では、財政調整基金積立金で利子分として18万5,000円を追加するとともに、今年度の収支見込みから普通交付税の低減対策として減債基金積立金を3,000万円追加いたしております。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では国民健康保険特別会計繰出金で第28節繰出金を2,194万9,000円減額いたしております。これは後ほど国民健康保険特別会計でご説明いたしますが、事業勘定では出産育児一時金の実績により194万9,000円、直診勘定では直営診療所の収支見込みから2,000万円を、それぞれ減額いたしております。その下の地域福祉空間整備事業では、第15節工事請負費で地域共生型福祉施設外構工事費を実績により261万円減額いたしております。

次のページにかけての社会福祉総務費一般経費では、福祉のために活用していただければと宮津市の方から10万円のご寄附をいただきましたので、第25節積立金で施設福祉振興基金積立金へ同額の10万円を追加するとともに、第28節繰出金では介護保険特別会計繰出金を介護給付の実績等から622万2,000円減額いたしております。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費では保健衛生総務費一般経費を5,000万円追加いたしております。簡易水道の統合に向けた財政調整に必要な財政調整基金積立金として簡易水道特別会計へ繰り出しを行うものでございます。

次のページの第2項清掃費、第2目塵芥処理費は一般廃棄物処理委託事業を1,200万円減額いたしております。第13節委託料は廃棄物広域処理委託料を、実績により900万円、第19節負補交では宮津市清掃工場工事費分担金を、それも実績により300万円、それぞれ減額いたしております。

次に、第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費では過疎集落等自立再生緊急対策事業で第19節負補交を500万円減額いたしております。これは3月補正予算で国の大型補正に伴い2,000万円を追加計上させていただいたものですが、国から1,500万円の内示がありましたので500万円を減額いたすものであります。よって、歳入の国庫補助金も同額を減額いたしております。

次のページの第2項林業費、第2目林業振興費では有害鳥獣対策事業を全て事業実績により総額で601万円減額いたしております。

次に34、35ページの8款土木費、第5項都市計画費、第2目公共下水道費では公共下水道費一般経費で第28節繰出金の下水道特別会計繰出金を特別会計での収支見込みから980万円減額いたしております。

38、39ページの第10款教育費、第5項社会教育費、第2目公民館費は地区公民館整備事業を630万円減額いたしております。後野地区公民館建設工事費を実績により減額いたすもの

でございます。

最後に、第14款予備費は21万1,000円追加し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。14、15ページをお開き願います。第1款町税、第1項町民税、第2目法人は修正申告等により調定見込みから法人税割等440万円追加いたしております。第2款地方譲与税から次のページにかけての第10款交通安全対策特別交付金は交付決定により追加、あるいは減額いたしております。その中で第9款地方交付税では普通交付税を1,203万1,000円、特別交付税を2億307万2,000円、それぞれ追加いたしております。

次に、16ページから第13款国庫支出金から第14款府支出金は、いずれも歳出でご説明いたしました各事業の実績により交付決定がありましたので追加、あるいは減額し整理いたしております。なお、府補助金の中で京都府未来づくり交付金の交付決定があったことから、各種対象事業に充当することとし、未来戦略一括交付金及び行財政改革支援等特別交付金を合わせ総額で8,127万3,000円追加いたしております。各交付金も、交付額は未来戦略一括交付金は一部9月補正予算に計上している分も含め7,893万7,000円、行財政改革支援等特別交付金1,517万7,000円となっております。

次に、20、21ページの第16款寄附金、第9目教育費寄附金は社会教育費寄附金を227万6,000円減額しております。これは、先ほどの歳出でご説明いたしましたとおり、後野地区公民館の事業実績に伴い、同地区からの寄附金を減額いたすものでございます。第17款繰入金は、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金を1億8,600万円減額いたしております。これによりまして、本年度の財政調整基金からの繰り入れはしなくてもよいこととなります。第19目天橋立岩滝温泉活用基金繰入金はクアハウス岩滝の整備事業費の減額及び京都府の未来づくり交付金の交付決定により430万円減額いたしております。

最後に、第20款町債は総額で2,920万円減額いたしております。既に予算計上しておりましたものについて対象事業費の実績に伴うもの、また、京都府の補助金の充当等により、それぞれ減額いたすものでございます。なお、9ページ、第3表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

また、8ページに第2表繰越明許費補正を計上し、追加、あるいは変更いたしております。今回の追加では第2款総務費で北近畿タンゴ鉄道利用促進対策事業を356万8,000円、第9款消防費で消防施設等整備事業を150万円繰り越しております。北近畿タンゴ鉄道利用促進対策事業では、国の大型補正に伴うもので、鉄道軌道輸送対策事業費補助金を繰り越しております。また、消防施設等整備事業では、防火水槽の新設に伴い民有地に設置されていた既存の防火水槽の撤去に際し所有者等への調整に時間を要したため年度内に完成することができませんでしたので、防火水槽撤去事業費を翌年に繰り越しております。なお、変更の中で過疎集落等自立再生緊急対策事業につきましては、歳出でご説明いたしましたとおり国の内示に伴う事業費の変更によるもので、その他につきましては年度内執行見込みの変更によるものでございます。

以上が、平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第9号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは補正予算、一つだけ質問させていただきます。2日の日に資料が配られて勉強するいとまがありませんでしたので、簡単な質問で申しわけないですけども、企画財政課長、お願いいたします。

府の支出金で未来づくり交付金が8,100万円入ってきており、大変ありがたい、これで起債だとか、それから、いろいろなところに影響してきておるわけですけども、この未来づくり戦略分が6,600万円、それから、行財政支援分が1,500万円ということになっておるんですけども、これが、私、内容を見ておって、どういう区分なのかなど、なぜこれが未来づくりであって、これが財政改革なのかなどという、その仕分けがちょっと頭にぼんとして入ってこんのですが、これについては、どういう仕分けがされておるのか、お願いをいたします。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。今回の専決補正予算で今、議員、ご指摘のように未来戦略一括交付金及び行政改革支援等特別交付金の両方を補正予算に計上させていただいております。17ページから19ページにかけて表示をさせていただいている分でございます。これにつきましては京都府のほうから補助金をいただくというものでございますが、京都府のほうで制度メニューをつくられて、それを活用させていただいているということでございます。

未来戦略一括交付金のほうにつきましては、地域の実情に応じた分権型社会を市町村と協働して構築し、市町村が住民ニーズを踏まえて戦略的、主体的、かつ自立的に取り組む未来づくりを推進していくのに交付をいただくということで、プロジェクトのテーマが決まっております。少子高齢化、それから、地域産業の育成、それから、町の安心・安全などとなっております。これらのプロジェクトのテーマに沿う事業について一般財源相当額の半分を補助していただけるという内容のものでございます。

それから、行財政改革支援等特別交付金につきましては、高齢人口の急増や多種多様な公共施設の老朽化の集中などの課題に対応するということが求められているために、将来に備える中長期的な取り組みとして3点ございます。一つは公共施設の運営改善、また、あり方の見直し。それから、二つ目に統廃合した施設の転用など。それから、三つ目に業務プロセスの見直し、これらの戦略的な行財政改革の推進を支援するために交付していただけるというものでございまして、要件としては一般的な行財政改革への取り組みを実施をしていることということ、それから、対象となる取り組みに要する経費に対して十分な行革効果が発揮されていることということが上げられておることで、当町では、例えば、ごみの広域化に関する事業ですとか、それから、臨時職員管理システムの導入などについて、この要綱に当てはまるものを組み立てまして、交付を受けたというものでございます。

したがって、一般的な京都府の補助金と、それから行革に関するものと二手に分けた形でメニューを持っていただいているということでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 今、説明いただいたんですけど、まだ、ぴんときておりません。この内容を見て

おりましたら、どちらでも入るん違うかなというような内容があるわけですね。それで、その辺を、どこを基準にされたのか、今、公共だとかということで、少子化だとかいう、細かい部分については説明があれば、それで大体わかるんですけども、あとわかりにくいというのがあります。これはまた、後でしっかりと私なりに勉強させていただきたいなというふうに思います。

それで、この補助のあれですけども、補助割合というのは、もう100%なのかどうか、それから、今、いろいろな用途を、これと、これと言われましたわね。これは、ほんなら京都府のほうと打ち合わせをされた中で、これについては未来づくり、それから、これについては行革というような格好でされておるということで、これも全てが100%の補助金だということでしょうか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。京都府のほうにも京都府としての予算の枠がございますので、当町が当初要望したもの全てが対象になったというわけではありませんけれども、結果としては、この二つ申し上げましたのを合わせて、大体、昨年並みの交付金はいただけたので、大変ありがたく思っております。要望としては、それを超える要望はしているんですけども、昨年並み程度がいただければありがたいなと思っていたところ、そのような形になりましたので、非常に感謝をしております。

100%ということも言われましたが、要望額にしては届いておりませんが、思いの中では満足できる額をいただけたということと、それから、交付金ですので、あくまで事業費の額によって特定財源として充てられる起債等は除いた一般財源に対する50%相当額を交付金としていただいております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） これ24年度の補正なんで、もう決算、みな入るわけですね、これにね。これ決算、入るわけですね。それで結局、実質的に大体、この交付金が入ることによって、この8,800万円の、うちの持ち出しは8,100万円ですか、この8,100万円に対して、うちの持ち出し、自主財源がついて回っておる分は大体、この24年度の決算で、どれぐらいの予定になっておるのか、その点については、わかりましたらお願いをいたします。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 先ほど申し上げましたように、各いっぱい予算に計上しております事業の、それぞれについて、起債等が充てられる額は除いて一般財源の額が残りますので、その半分をいただいているということでございますので、ほぼ同額は一般財源が発生しているということでございます。

13番（井田義之） はい、終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

17番、今田議員。

17番（今田博文） 塵芥処理費について、お伺いをします。

この委託料の900万円減額になっています。これはいわゆる宮津与謝環境組合の新しい施設の、いわゆる環境調査ではないかなというふうに思っています。当初、説明を聞いておった中では春、夏、秋、冬ですね、1年間、環境調査をしなければならない。ことしの3月から始めなけ

ればならないと、もう間に合わないんだというふうな説明があったわけですが、なぜ減額になっているんですか。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 補正予算書の29ページの一般廃棄物処理委託事業の13委託料の関係でございますね。こちらは宮津市の清掃工場に可燃ごみの焼却を、業務を委託しております。その関係で900万円の減ということでございます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） これは環境組合の方、おられますけど、新しい環境組合の関係ではない。そうしますと環境調査、3月から入るんだということがあったんですが、もう既に、その調査は入っておられるというふうに理解したらいいんですか。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 宮津与謝環境組合が4月1日に設立されまして、今の環境影響調査の関係で申し上げますと、国の交付金をいただきます。その関係もあります中で、国の25年度の当初予算の成立がずれ込んでおります関係で、今現在も、まだ、発注はしておりません。できておりませんというふうなこともあります中で、当初5月から春の調査をするということにしておりまして、その国の交付金の内示がありませんので、事業事態が、まだ着工、着手できないというふうなことの中で若干おくれておるといってございまして、ですので、あくまでも環境影響調査の関係は25年度の予算にかかわることになるかなということでございます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） わかりました。ちょっと勘違いをしておまして、申しわけございません。

もう一つ、今、町長から説明があったんですけども、8ページですね、繰越明許、この関係で消防施設の整備事業150万円、繰越明許ですけども、これ説明の中で地権者との話がうまくいかないというふうなことがあったんですが、撤去だというふうな説明だったと思うんですが、もう少し詳細をお願いします。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今田議員のご質問にお答えします。今、所有者の調整がうまくいってないというふうな表現でしたが、そうではございません。防火水槽につきましては、原則的に民地にはお世話にならないという方針を持っております。そうした中で、ある所有者から防火水槽のための土地の寄附のお話をいただきました。そういったことで、今回、防火水槽を、その寄附をいただいたところに設置をいたしております。また、同一敷地内に従前、防火水槽がございました。それを撤去をさせていただくんですけども、防火水槽の設置と撤去といったことで、大変、工期が足りなくなりましたので、所有者のご同意をいただきまして、繰り越しをさせていただいて本年度撤去をさせていただきたいというものでございます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

16番、谷口議員。

16番（谷口忠弘） それでは、質問させていただきます。25ページになりますけど、有線テレビの

施設整備事業ですね。これにかかわる質問をさせていただきます。情報連絡施設基金積立金ということで、今回3,700万円という多額の積み立てができたということですが、3月議会でも、私ちょっと企画財政課長にお尋ねしたと思うんですけども、この3,700万円というのは、昨年の1年間の有線放送にかかわる、運営にかかわる収支で、これだけの利益が出たという、そういう認識でいいんでしょうか。

議長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） 失礼いたします。有線テレビの運営のほうのご質問ですので、私のほうから簡単に最初に説明をさせていただきたいと思います。議員おっしゃいましたように、予算上、あるいは現時点で、まだ、決算は打っておりませんので、途中ではございますが、歳入と歳出の差額が3,700万円以上になったということで、その分を基金として積み立てをさせていただくことにしたということがございます。具体的には使用料、手数料、それからダビング等の雑入、全て合計いたしますと約1億4,000万円ほどの歳入でございます。

それから、歳出につきましては、設備費等は町の単費といいますか、町費のほうで、いわゆる設備の機械費、あるいは各家庭に設置する機械なんかは町の単費でやっておりますので、その分を差し引きをさせていただきますと約1億円ほど歳出をしております。ざっと大まかに見ますと、計算上では4,000万円ほどということになっておりますけども、その中から今回、3,700万円を基金で積み上げさせていただくというふうなことになったと思っております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） この事業はですね、前もお話ししたんですけども、非常に全地域のデジタル化が図れましたし、また、与謝野町全域でテレビ放映がされましてですね、非常に住民の一体感というか、いろんな行事がテレビで見られまして、住民の一体感を図る意味でも大変貴重な事業であったと思います。なおかつですね、歳入が非常に、加入率が上げれば上げるほどですね、非常に歳出、歳入のほうでプラスになるということで、大変有益な事業であります。その点、今回3,700万円の積み立てができたということでもありますけども、これは企画財政課長にお尋ねしますけども、もうこれ合併特例債を使われて、この事業は進められたということで、もう既に償還が始まっているというぐあい聞いております。合併特例債でありますから、70%地方交付税として充当できますけども、支払い額ですね、純支払い額ですね、その点を踏まえて、この3,700万円と相対して、その純支払い額がどれぐらいあるか、その点については、ちょっとお聞かせをさせていただきたいと思うんですけど。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。詳細な資料はちょっと持ち合わせておりませんが、3月のときにお答えをさせていただいておりましたように、先ほど、今、報告がありました収支、約3,700万円の黒字見込みということですが、この中には償還に関する経費は入っておりませんので、その償還に要する経費のうち、元金を除く利息相当分、利子相当分ですね、償還利子、いわゆる、を考えると、その年度によって償還額が変わりますので何とも言えませんけれども、おおむね全体を捉えると、その償還相当利子額については、その収支の分で賄える範囲にあるのではないかと考えております。

したがって、元金相当、いわゆる投資的な経費として行ってきた分についてのところまで黒字

で補うということではできませんけれども、償還相当利子については、ほぼ賄えるような、おおむねの見通しということにはなるのではないかということ、3月のときに申し上げたように記憶をしております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 私がお聞きしたかったのはですね、前からちょっとお聞きしていたようにですね、この事業については、運営費は当然ではありますけれども、償還まで賄えるだけの収益、収入が得られると、こういう前提でお話聞いておりましたので、この3、700万円以内に償還額がおさまっているのかどうかですね、その点についてお伺いしたかったんです。それは賄えてないと、償還額までは賄えきれてないと、そういうお話でよかったんでしょうか。もう一回、ちょっとお願いしたいと思うんですけど。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 今回は専決補正に係る資料しか持ち合わせておりませんので、償還相当額をちょっと把握できておりません。したがって、何とも申し上げられませんが、決算においては、この辺も明らかにさせていただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） それではですね、また、そのときになったら、また、決算になれば、その数字が明らかになりますので、そのときにはお尋ねしたいなというぐあいに思います。

当然、積立金は大変有効に今後ね、使われるんだろうと思います。償還だけやなしに機械の老朽化とか、施設の老朽化、これにも備えなありませんので、そういう意味では償還だけに絞って収支がどうかこうかというようなところ辺も、いささか私自身も疑問に感じますけども、十分な備えを当然していただきたいなというぐあいに思っております。質問を終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第9号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで10時50分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時37分）

（再開 午前10時50分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、本会議を再開いたします。

次に、日程第7 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第51号の平成24年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

この補正は3月29日付で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は3,756万2,000円を追加し、総額を13億284万2,000円といたしております。

まず、歳出からご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。第1款総務費、第2目財政管理費は、基金積立金で財政調整基金積立金を5,000万円追加いたしております。先ほどの一般会計で申し上げましたように、平成28年度上水道への統合に向け、財政調整を行うこととし、財政調整基金に積み立てることとしております。なお、平成25年度当初予算審議において、説明資料として簡易水道財政計画をお示ししておりましたが、その中にありました平成26年度での基金目標額7億8,000万円につきましては、本積立金をもって前倒しして達成したことになります。第3款改良費は、事業精査や請負減によりまして、総額で1,195万円減額いたしております。第5款予備費は48万8,000円減額し調整いたしております。以上が歳出でございます。

次に、11、12ページの歳入についてご説明申し上げます。第6款繰入金は、先ほどの歳出でご説明いたしました財政調整基金への積立金、財政調整分として5,000万円を一般会計から繰り入れることといたしております。第8款諸収入は、下水道関連排水管布設がえ工事費補償金を実績により43万8,000円減額いたしております。第9款町債は、各工事請負費の請負実績により総額で1,200万円減額いたしております。なお、6ページに第2表地方債補正を計上し同額を変更いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度与謝野町簡易水

道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第8 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第52号の平成24年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。この補正は、3月29日付で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は2,950万円を減額し、総額を15億8,207万4,000円といたしております。

まずは、歳出からご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。第2款維持管理費は、宮津湾流域下水道排水負担金など、全て実績により公共、特環合わせて総額47万円減額いたしております。第3款事業費、第1目公共下水道建設事業費は、特環で事業精査や請負減によりまして、総額で706万4,000円減額いたしております。第2款流域下水道事業費は、宮津湾流域下水道事業建設費負担金を実績により公共、特環合わせて総額で2,181万2,000円減額いたしております。第5款予備費は15万4,000円減額し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

次に、11、12ページの歳入でございますが、第5款繰入金、第1項一般会計繰入金は公共、特環の収支見込みから総額で980万円減額いたしております。第8款町債は、第1節公共下水道事業債を210万円追加するほか、第2節流域下水道事業債を2,180万円減額するなど、それぞれ事業実績により追加、あるいは減額し調整いたしております。なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第52号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第9 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第53号の平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

この補正は、3月29日付で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は、事業勘定のみ補正でございます。4,041万円を減額し、総額を24億306万9,000円といたしております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は、各種介護サービス給付費の実績見込みから、総額で3,770万6,000円減額いたしております。第3款地域支援事業は介護予防事業、包括的支援事業、2事業とも、それぞれ実績により減額し、総額で292万円減額いたしております。

次のページの第8款予備費は88万6,000円追加し、調整いたしております。

次に、10ページ、11ページの歳入についてご説明いたします。第3款国庫支出金は、調整交付金を、交付決定に伴い418万8,000円減額いたしております。第7款繰入金の一般会計繰入金は、各保険給付費や介護予防事業、包括的支援事業、2事業の実績に伴い負担割合により総額で622万2,000円減額いたしております。なお、本来ですと国庫負担金、支払基金交付金、府負担金とも負担割合に応じて減額となるところですが、既に交付決定されておりますので、既収入特定財源となるため平成25年度において返還することとなります。第7款繰入金、第2項基金繰入金、第1目介護保険事業基金繰入金は、収支見込みから3,000万円を減額いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第53号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第10 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第54号の平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

この補正は、3月29日付で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は、事業勘定の補正では1億7,220万6,000円を減額し、総額を28億9,949万2,000円といたしております。また、直営診療勘定は968万5,000円を減額し、総額を1億4,113万7,000円といたしております。

まずは、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。14、15ページをお開き願います。第2款保険給付費、第1項療養諸費から第5項葬祭諸費までは、全て給付実績による調整で、保険給付費総額で1億5,611万7,000円減額いたしております。

次のページの第7款共同事業拠出金につきましても、拠出金の確定による調整で、総額で1,548万8,000円を減額いたしております。

次に、18、19ページの第12款予備費は60万1,000円を減額し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。10、11ページをお開き願います。第1款国民健康保険税は、滞納繰越分の収納見込みが全体的に増収となる一方、一般被保険者数の減少による減収が大きく、国民健康保険税全体で2,727万7,000円減額いたしております。第4款国庫支出金、第1項国庫負担金及び第2項国庫補助金につきましてもは交付決定、概算交付により追加、あるいは減額するもので、総額で8,631万6,000円減額いたしております。

次のページの第7款府支出金、第7項府補助金は、普通財政調整交付金を療養給付費の実績から4,482万1,000円減額するほか、特別調整交付金を交付決定により5,230万4,000円追加いたしております。第10款繰入金、第2項基金繰入金は、財政調整基金から繰り入れ予定であった4,000万円を全て減額いたしております。これは、療養給付費が見込みよりも低かったこと、国、府からの調整交付金等が多く交付されたことによるものでございます。そのため基金からの繰り入れをせずとも、24年度は決算が打てる見込みとなりましたが、一般会計からの赤字補填分、約5,000万円は、繰り入れたままの状況であり、決算確定時には幾分かは一般会計に戻せるものと考えておりますが、以前から申し上げておりますとおり、非常に厳しい財政状況に変わりはないというふうに考えております。以上が事業勘定でございます。

次に、直営診療所勘定につきましてご説明申し上げます。28、29ページの歳入をお開き願います。第1款診療収入、第1項外来収入は、収入見込みにより838万2,000円追加いたしております。第2款サービス収入、第1目居宅介護サービス費収入は、訪問リハビリテーション費収入を実績見込みにより151万円追加いたしております。第5款繰入金、第1項一般会計繰入金は2,000万円減額し調整いたしております。

次に、30、31ページの歳出についてご説明申し上げます。第1款総務費、第1項施設管理費は、第1目一般管理費及び第2目財産管理費を、それぞれ実績により総額で551万円減額いたしております。第2款医業費、第3目医療用衛生材料費は、実績により医薬材料費を419万8,000円減額いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、国保の第5号につきまして、1、2点質問したいと思っております。

決算のときにですね、またこれは質問することになるだろうと思うんですが、国民健康保険税ですね、今回ですね、かなりな額が補正減額をされました。ことしの3月に全国の国保主幹課長会議の資料を見てみますと、与謝野町は平成21年度所得では、京都府下で最低の所得になっております。それを見てみますと、ことし、今回の補正で見ると、私は昨年から、これが最終かどうかわかりませんが、保険税自体が2、200万円余り落ち込むということになっております。21年度が京都府の最低で、このときよりもさらに低くなっておるという気がするんですが、その辺のお話、課長わかっておりましたら、説明をお願いできませんか。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 与謝野町の国保世帯の所得状況につきましては、先ほどおっしゃられましたように、京都府下で最低ということで、一番直近の資料はちょっと持ち合わせておりませんが、ずっとそのような状況が続いておると認識しております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そこで、療養給付の関係なんかがどのようになっておるかというところを見ますとですね、これもかなり落ち込みが、今回の補正でも落ち込んでおると、高額療養費もですし、そういうふうに見えるわけですが、その辺につきましては、現在の健康づくりの関係で、私は一定の成果が出ておるのではないかと思います。そのところは課長どう認識していますか。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 特定健診など、徐々にですが、受診率も上がっておりまして、その辺で一定の効果が上がっているものと思っております。医療費の減少につきましては、被保数自体も昨今の不景気から、国保を抜けられて社会保険のほうに、お勤めに出られる方がたくさんいらっしゃるということで、健康づくりが功を奏した部分もありますけれども、被保数が減ってきたというところで減少になったという分析をしております。以上です。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 国のほうは、22年度から非常に財政力の弱い市町村に対して支援をするということで、25年で、これが1年伸びて、そして、さらに27年度では、これが恒久対策になると、こういうふうに報道されておりますが、我が町の場合の財調の入りぐあいを見てみますとですね、やはりここでは、あまりそういった措置がされとるようには見えないんですけども、その辺については、課長どうでしょうか。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 財政調整基金の減額につきましては、医療費のほう下がっておりますので、収入と歳出の差ということでいただきますので、歳出のほう減っている関係で、いただいている金も減るといってございまして。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それで課長、今のに関連してもう1点だけですね。

いわゆる特別財政調整交付金ですね、特別調整交付金の場合は、年々これは一定努力されたことが徴収率の関係とか評価されていると思うんですが、24年度ではどういうふうな数字になっていますか、最終的に。

議 長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 財政調整交付金の今年度の額ということで、特別調整交付金は、すみません、ちょっと資料が、すみません。お答えできません。

1 5 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 3 番、井田議員。

1 3 番（井田義之） それでは、課長、大変ご苦労さんですけど、お願いいたします。

3月でしたかいな、薬代が900万円、直診の部分ですけれども、補正予算、上げられましたはね。ここで、この衛生材料費として419万円減っていったわけですけれども、これは900万円上げた中の医薬費が、それだけいかなかったというふうに理解したらいいんでしょうか。30ページ。

議 長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 医薬材料費の関係ですね。医薬材料費は、3月に診療所の前に院外処方、薬局さんができまして、その院外処方に切りかえたことによりまして、医薬材料費が要らなくなったということで減額をさせていただきました。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） それから、あと1点、一般会計からの繰り出しが2,000万円減額になったわけですね。私もいろいろと持ち出しが、一般会計からの持ち出しが、もう少し何とかならないかなということを申し上げておりました、ずっと。今回、24年度についてはリハビリ棟の建設もあって、一般会計からの持ち出し分は多いわけですね。この2,000万円減額することにおいて、いわゆる診療所の本体の部分、リハビリ棟は別にして、診療所の本体の部分の一般会計からの持ち出しは幾らになったのか、その点についてお聞きしようと思います。

議 長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。診療所の診療に係る部分の一般会計の繰り入れというところですが、まだ、診療報酬が、3月分が、これから入ってくるというところで、正確な数字は出してませんが、概算ではじきましたところ、大体300万円から500万円ぐらいで、落ちつきそうな気配になっております。

1 3 番（井田義之） ほんで、持ち出しが結局、何ぼになるの。

保健課長（前田昌一） そのリハビリ棟の部分を除きますと、300万円から500万円ぐらいに。

1 3 番（井田義之） 減るということ。

保健課長（前田昌一） で済むと。

1 3 番（井田義之） そんなことはないな。

保健課長（前田昌一） リハビリ棟が4,800万円ほど。

1 3 番（井田義之） その分はちゃんと、そこそこな数字でやっといってもらわんと、今、2,000万円から持ち出していますよね。

保健課長（前田昌一） もう一度、細かい数字で言いますと、施設整備に係る分が4,887万1,620円が繰り出しです。それから、赤字補填分として421万8,380円ほどが赤字補填分ということで繰り入れをさせていただき予定をしております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 300万円、400万円を持ち出しが済むのかどうか、その辺ちょっと私の頭の中ではクエスチョンマークですけども、余りきつく言うてもあれなので、ここで質問を終わります。ちょっと覚えておいてください課長、この数字は。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第54号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第54号 専決処分承認を求めることについて（平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第11 議案第55号 平成25年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第55号 平成25年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は69万6,000円を減額し、総額を1億2,507万4,000円といたすものでございます。

それでは、まず歳入についてご説明申し上げます。10から11ページをお開き願います。第3款財産収入で分譲宅地売払収入を69万6,000円減額いたしております。これは京都府との三者契約の中で、平成24年度に売却いたしました加悦奥川河川改修の代替用地の宮野分譲用地売払収入が前払金のみが平成24年度の収入となり、残金につきましては家屋移転が完了後となることから、平成25年度で残金分435万4,000円を追加いたすものでございます。

したがいまして、平成24年度の宅地造成事業特別会計では、歳入欠陥となるものであります。また、平成25年度当初予算に計上いたしておりました売払収入の中で日吉ヶ丘団地の1区画が平成24年度中に売却できたことにより505万円減額し、先ほどの追加と相殺した結果として

69万6,000円の減額といたしております。

それでは、次に歳出についてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第4款前年度繰上充用金は435万4,000円追加いたしております。これは平成24年度予算で、先ほどの歳入で申しあげました宮野分譲用地分の売払収入で、一部が歳入欠陥となることから、平成25年度の歳入をもって繰上充用を行い、財源補填を行うものでございます。第5款諸支出金、第1項普通財産取得費では、普通財産購入事業で第17節公有財産購入費を505万円減額いたしております。先ほどの歳入でご説明いたしましたとおり、日吉ヶ丘団地の1区画が平成24年度で売却できたことに伴い、土地開発基金からの繰り戻しが不用となったものでございます。

以上が、平成25年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第55号を採決します。

本案については原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第55号 平成25年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

これで、第50回平成25年5月臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでございました。

（閉会 午前11時24分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員